（別表）に次のとおり加える。

15. マーリム・サルマン（別名：(a)ムアッリム・サルマン、(b)ムアレム・スレイマン、(c)アメール・サルマン、(d)マアッリン・スレイマン、(e)マーリム・サルマン・アリ、(f)マーリム・セルマン・アリ、(g)マアッリン・セルマン、(h)マアッリン・スレイマン）

Maalim Salman (a.k.a. : (a)Mu'alim Salman (b)Mualem Suleiman (c)Ameer Salman (d)Ma'alim Suleiman (e)Maalim Salman Ali (f)Maalim Selman Ali (g)Ma'alim Selman (h)Ma'alin Sulayman)

生年月日：1979年頃

出生地：ケニア・ナイロビ

活動地域：ソマリア

マーリム・サルマンは、アル・シャバーブ指導者であるアフメド・アブディ・アウ・モハメド（Ahmed Abdi aw-Mohamed）(別名ゴダネ（Godane））により、アル・シャバーブのアフリカにおける外国人戦闘員の長に指名された。同人は、アフリカにおける外国人戦闘員としてアル・シャバーブに参加しようとする外国人を訓練し、観光客、娯楽施設及び教会を標的としたアフリカにおける作戦に関与してきた。

主にソマリア国外の作戦に注力していたが、サルマンはソマリア国内に居住し、外国人戦闘員を国外に送り出す前にソマリアで訓練することで知られている。アル・シャバーブの外国人戦闘員の中には、ソマリア国内で活動する者もある。例えば、サルマンは、アフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）による攻勢に対して、アル・シャバーブの外国人戦闘員をソマリア南部に展開するよう指示した。

他のテロ攻撃の中で、アル・シャバーブは少なくとも67名が死亡する結果となった2013年９月のケニア・ナイロビのウェストゲート・ショッピングモールにおける攻撃に責任がある。さらに最近、アル・シャバーブは、３名の警備員及び２名の民間人が死亡し、15名が負傷した2014年８月31日のモガディシュにおける国家情報治安庁（National Intelligence and Security Agency）の刑務所に対する攻撃についても犯行を主張している。

16. アフメド・ディリエ（別名：(a)シェイク・アフメド・ウマル・アブ・ウバイダ、(b)シェイク・オマル・アブ・ウバイダハ、(c)シェイク・アフメド・ウマル、(d)シェイク・マハド・オマル・アブディカリム、(e)アブ・ウバイダ、(f)アブ・ディリエ）

Ahmed Diriye (a.k.a. : (a)Sheikh Ahmed Umar Abu Ubaidah (b)Sheikh Omar Abu Ubaidaha (c)Sheikh Ahmed Umar (d)Sheikh Mahad Omar Abdikarim (e)Abu Ubaidah (f)Abu Diriye)

生年月日：1972年頃

出生地：ソマリア

活動地域：ソマリア

アフメド・ディリエは、国連安全保障理事会決議第七百五十一号（1992年）及び同決議第千九百七号（2009年）に基づく安全保障理事会委員会により制裁対象リストに掲載された個人である前指導者であるアフメド・アブディ・アウ・モハメド（Ahmed Abdi aw-Mohamed）の死を受けて、アル・シャバーブの新指導者に任命された。これは、2014年９月６日に発表された、アル・シャバーブ報道官であるシェイク・アリ・ディーレ（Sheikh Ali Dheere）の声明において公表された。ディリエは、これまでアル・シャバーブの幹部の一人であり、指導者として、アル・シャバーブの作戦の指揮権を行使してきた。同人は、ソマリアの平和、安全及び安定を引き続き脅かしているアル・シャバーブの活動に直接的な責任を負う。ディリエは、シェイク・アフメド・ウマル・アブ・ウバイダ（Sheikh Ahmed Umar Abu Ubaidah）とのアラビア語の氏名も使用している。

○外務省告示第三百四十号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十六年第三百三十二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十六年一月二日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第一三三三号８（ｃ）、第一二九〇号２（ａ）、第一九八八号１（ａ）及び第一九八九号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十六年十月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

別表の２９、を次のように改正する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

299. 削除

○農林水産省告示第千五百二十八号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第一項の規定により、宮城県知事に代わって施行していた特定災害復旧等漁港工事を完了したので、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十六年十月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　工事の区域

(一)　気仙沼漁港

ア点　北緯三十八度五十四分〇三秒六四〇一
　　東経百四十一度三十四分四十六秒二三九九

イ点　北緯三十八度五十四分〇二秒四四九八
　　東経百四十一度三十四分五十二秒五七二四

ウ点　北緯三十八度五十三分三十八秒八二二九
　　東経百四十一度三十五分〇六秒四一一六

エ点　北緯三十八度五十三分三十八秒五二六四
　　東経百四十一度三十五分〇五秒五五五二

オ点　北緯三十八度五十三分四十四秒四一六〇
　　東経百四十一度三十五分〇二秒〇九七五

カ点　北緯三十八度五十三分四十四秒四八二九
　　東経百四十一度三十五分〇二秒二八四三

キ点　北緯三十八度五十三分五十八秒三四二六
　　東経百四十一度三十四分五十四秒一六〇六

ク点　北緯三十八度五十三分五十八秒五〇七三
　　東経百四十一度三十四分五十四秒三五二六

ケ点　北緯三十八度五十四分〇二秒二二七
　　東経百四十一度三十四分五十二秒三三九

コ点　北緯三十八度五十四分〇三秒二六九六
　　東経百四十一度三十四分四十六秒二二五八

(二)　石巻漁港

ア点　北緯三十八度二十四分五十五秒七四二六
　　東経百四十一度十九分三十三秒九七五

ア点のア点からシ点までを順次結んだ線及びシ点とア点を結んだ線により囲まれた区域並びにス点からタ点までを順次結んだ線及びタ点とス点を結んだ線により囲まれた区域